

信用保証書の電子化について

(組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会・ユースケース)

保証協会システムセンター株式会社
常務取締役業務部長 上野 明

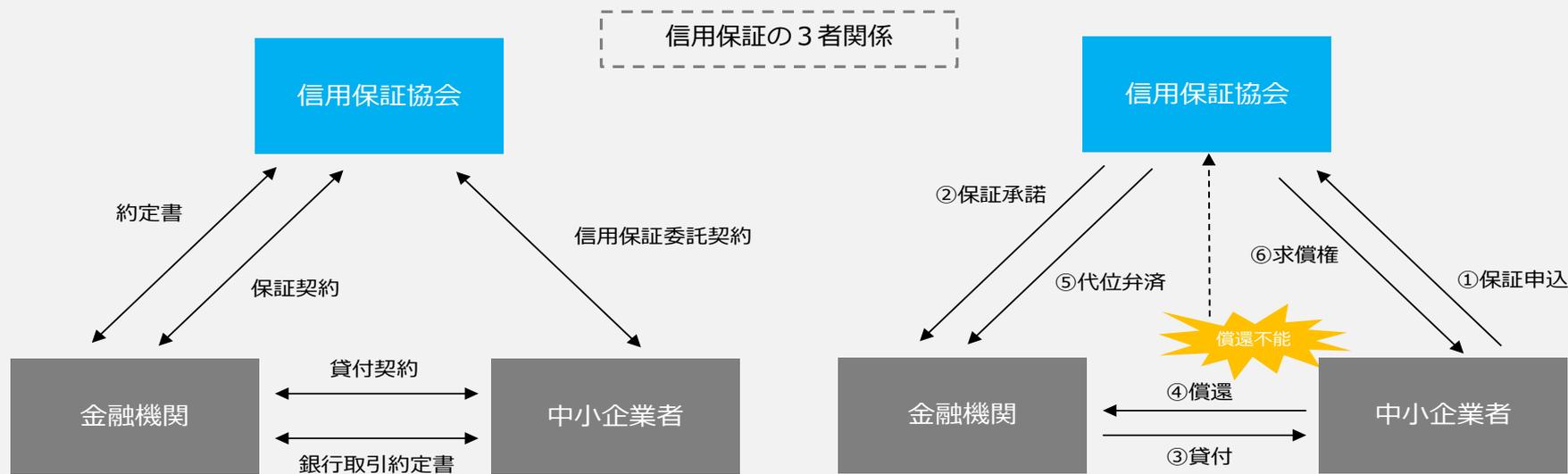
令和 2年 12月 23日

1. 信用保証書の現状と課題

①信用保証協会と当社について

- ・信用保証協会（以下、協会）は、**中小企業・小規模事業者の資金調達円滑化**を目的に設立された認可法人で、全国47都道府県・51協会において利用企業者数約**118万社**、年間保証承諾約**67万件**、保証債務残高約**21兆円**の利用実績（2019年度）を有する専門機関
- ・直近では、**新型コロナ関連保証**の利用急増に伴い上半期での保証承諾約**127万件**と、前年同期比約**4倍**に増加
- ・当社は、全国51協会のうち**42協会**が利用する共同化システム（COMMONシステム）の運用を受託

信用保証制度



1. 信用保証書の現状と課題

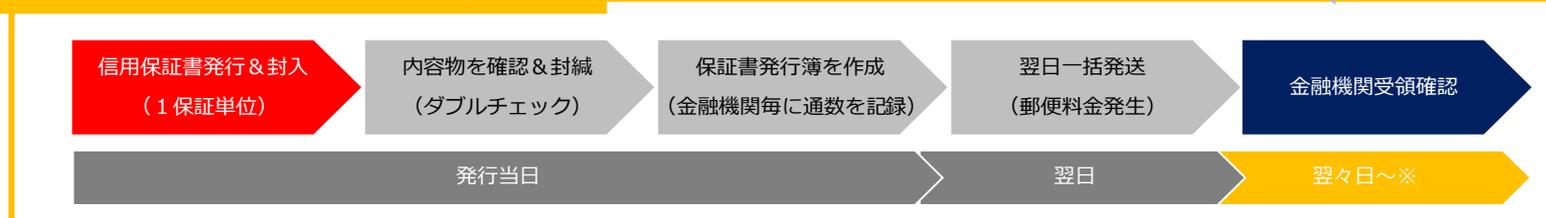
②信用保証書の現状

- ・信用保証書は、中小企業・小規模事業者が主に金融機関を経由し信用保証委託申込を行い、協会が信用保証を適当と認めた場合に**金融機関へ交付される書面（専用紙に印刷）**のこと
- ・金融機関は、信用保証書に基づいて融資を実行
- ・金融機関への受渡しは、**郵送**または**協会窓口での手渡し**の何れか
- ・**専用紙**（コピー防止加工）への印刷により**原本性を確保**（協会印は印影をシステムで印字） ※サンプルP 4 参照

保証申込から融資実行までの業務フロー



郵送フロー（千葉県信用保証協会の例）



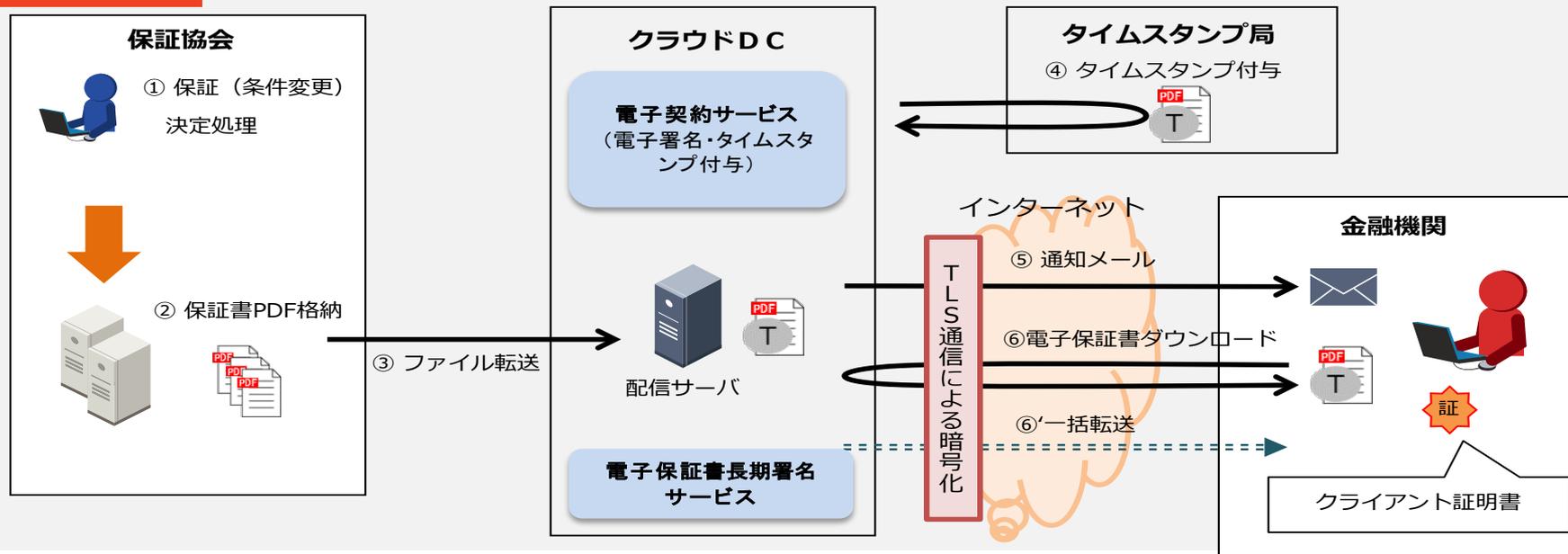
※郵便法改正により、今後更に日数要する可能性も

2. 信用保証書の電子化に向けた取組み

① 電子化の検討

- ・ 2018年頃より、先行事例（他の共同化システム）を参考にしながら検討を開始
 - ・ 電子化の際は、**原本性の確保**に加え、ファイル内容の**改ざん検知**が可能な仕組みが必要
（偽造・改ざんされた保証書は当然無効であり保証契約は成立しないため、金融機関にとっては代位弁済が受けられず実行した融資が**回収不能となるリスク**が高まる、また、協会としても当該保証書が**真正なものでないことの立証**は容易ではないことから、円滑な業務運営の妨げとなる）
- ⇒電子署名・タイムスタンプなどのトラストサービスの活用により、発行元の証明及び改ざん検知を可能とすることで、**専用紙と同等の原本性を確保できる**と判断、金融機関とは発行手続き等を定めた**覚書**を締結

システム概略図



2. 信用保証書の電子化に向けた取組み

②組織の電子証明書の検討

- 電子署名法では、個人の電子署名により押印と同等の効力が生じることが規定されるが、協会の代表者個人の電子署名とした場合、代表者の交代等による**電子証明書の追加発行・差替え**の作業が生じることから、**円滑な発行業務の妨げ**となる懸念あり、また、個人の電子署名は意思が伴うものであることから、システムによる自動付与には**違和感**あり
- ⇒専用紙に印刷している協会印は角印（＝個人名無し）であるため、**協会（＝組織）の電子証明書が望ましい**との判断から**採用を決定**

署名プロパティ

署名のプロパティ

署名は有効で、Credit Guarantee Corporation of Tokyo によって署名されています。

署名時刻: 2020/11/30 09:49:51 +09'00'

信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List (AATL)

正当性の概要

文書は、この署名が適用された後、変更されていません。

証明者は、この文書についてフォームフィールドの入力、署名、および注釈許可することを指定しています。その他の変更は許可されていません。

署名者の ID は有効です。

埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。タイムスタンプ時刻: 2020/11/30 09:49:53 +09'00'

署名は保証された (タイムスタンプ) 時刻に検証されました: 2020/11/30 09:49:53 +09'00'

署名者情報

署名者の証明書から発行者の証明書へのパスは正しく構築されました。

署名者の証明書は有効であり、失効していません。

署名者の証明書を表示(S)...

詳細プロパティ(A)...

署名を検証(V)

協会（＝組織）の電子署名

協会（＝組織）の電子証明書

証明書ビューア

このダイアログボックスを使用して、証明書およびその発行チェーン全体の詳細を表示できます。表示される詳細は、選択したエントリに対応しています。

見つかったすべての証明パスを表示(S)

Sign CA for AATL - SHA384 - G4
balSign GCC R6 AATL CA 2020
Credit Guarantee Corporation

概要	詳細	失効	信頼	ポリシー	法律上の注意事項

Credit Guarantee Corporation of Tokyo

Credit Guarantee Corporation of Tokyo

発行者: GlobalSign GCC R6 AATL CA 2020
GlobalSign nv-sa

有効期間の開始: 2020/11/05 18:51:26 +09'00'

有効期間の終了: 2022/03/03 13:22:03 +09'00'

鍵の使用法: 電子署名、否認防止、Acrobat 認証文書

3. 電子保証書リリースによる効果と課題

① 電子保証書のリリースによる効果

- ・ 2020年7月より、千葉県・富山県の**2協会・5金融機関**にて電子保証書交付サービス利用開始、直近（10月末時点）では東京を含めた**3協会・8金融機関**へ利用が拡大中
- ・ 交付した電子保証書は、7～10月の4か月間で**約7,600件**と全体で見れば一部に留まるが、新型コロナ関連保証の迅速な融資実行に求められる**速達性**に加え、**非対面化ニーズ**の高まりもあり金融機関からの**利用希望が急増**しているところ
- ・ 郵送では発行から金融機関受領まで1～2日要していたところ、電子では**5分程度と大幅に短縮**
- ・ 千葉県の協会では主要金融機関への電子保証書交付により、協会窓口での手渡し回数が**大幅に減少**するとともに金融機関担当者の**来訪負担も軽減**され好評
- ・ 富山県の協会では電子保証書交付の割合が**4割超**となり、郵送にかかる事務負担が**大幅に軽減**

② 電子保証書のリリースにおける課題

- ・ 電子保証書の交付は、金融機関と協会で覚書を締結のうえ利用しているため、発行元が協会であることは明白であることから、**協会（＝組織）の電子証明書に基づく電子署名**に問題は無いものと判断しているが、金融機関によっては電子署名法を根拠としないことについて法務部門等より懸念が示され、**円滑な利用開始の妨げ**となっている
- ・ 組織の電子証明書に基づく電子署名（＝eシール）がトラストサービスとして制度化され、法的・制度的根拠が明確となれば、**電子保証書の一層の利用拡大に寄与**するものと期待